平成２２年（フ）第４８０号
神戸市兵庫区都由乃町２丁目１番９号
債務者　岸　　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８号
奈良市神功５丁目18番地の１　テラスハウス神功西－D
債務者　竹村　文江
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１号
奈良市中辻町30番地　古川マンション102号、申立時の住所奈良市東木辻町47番地の１ディアコート202号
債務者　坂本　好夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
広島県福山市熊野町乙744番地
債務者　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第８６号
広島県福山市山手町６丁目19番３－２号
債務者　渡邊　高紀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９１号
和歌山県岩出市高塚65番地の４　101号
債務者　伊瀬　勝作
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９５号
和歌山市坂田257番地
債務者　大畑　雅彦
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
和歌山市有本214番地の１　サンセール三宅202号
債務者　ブロンディこと　津田理恵子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
和歌山市北島483番地の11　４Ｆ
債務者　亀井　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２号
和歌山県岩出市金池148番地の１
債務者　田野　和幹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５号
和歌山市大谷806番地の80
債務者　辻村　令子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２号
和歌山市秋月520番地の７
債務者　山下八重子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０３号
和歌山市加納182番地の10　セジュールニシカワ107号室
債務者　山﨑　千惠
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０９号
和歌山県紀の川市粉河1743番地、住民票上の住所和歌山県岩出市中迫390番地
債務者　岩崎　善治
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１７号
和歌山市向270番地の11
債務者　髙下　　尚
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１８号
和歌山市西庄1086番地の18
債務者　榎本多津子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１９号
和歌山県紀の川市粉河768番地
債務者　宮本　孝和
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係